豊田市健康づくりキャラクター及びロゴ　使用ガイドライン

（趣旨）

第１条　本ガイドラインは、豊田市健康づくりキャラクターのイラスト及び健康づくりに関するロゴ（以下「イラスト等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 本ガイドラインにおいて、イラスト等とは次のとおりとする。

（１）健康づくりキャラクターきらちゃん（別表１）

（２）豊田市食育キャラクターたべまる（別表２）

（３）健康づくりに関するロゴ（別表３）

（権利）

第３条 イラスト等に関する一切の権利は、市に帰属する。

（イラスト等の使用）

第４条　イラスト等は市のほか、市内の事業所、自治区、学校等が広く市民、従業員等に対し健康づくりに関することを啓発する場合に、市への申請や報告なく使用することができる。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、これを認めない。

1. イラスト等の縦横比を変えること。
2. イラスト等の色を変えること。
3. イラスト等のデザインを変形させること。
4. イラスト等の一部を切り取って使用すること。
5. 名前を定められたものと異なる表記で使用すること。
6. 市が健康づくり啓発の正しい理解の妨げと判断する場合。

（７）商標、商号等として使用すること。

（８）特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合。

（９）特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合。

（10）暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者が使用する場合。

（11）法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合。

（12）その他、市が不適切と判断する場合。

（使用料等）

第５条　イラスト等の使用料は無料とする。

（遵守事項）

第６条　イラスト等を使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）「健康づくりキャラクターきらちゃん」を使用する際は、『健康づくりキャラクターきらちゃん』の表記をすること。ただし、同一の啓発物等にイラスト等を複数掲載する場合は、最低１か所に表記すること。

（２）「豊田市食育キャラクターたべまる」を使用する際は、『豊田市食育キャラクターたべまる』の表記をすること。ただし、同一の啓発物等にイラスト等を複数掲載する場合は、最低１か所に表記すること。

（３）不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、健康増進法その他各種法令を遵守すること。

（イラスト等の使用の差止め）

第７条　本ガイドラインに違反する使用が認められた場合は、市は使用者の負担において使用の停止、回収、改善等を求めるなど適切な措置をとることができる。

（損失補償等の責任）

第８条　市は、使用者がイラスト等の使用に際して負った損害賠償及び損失補償等について一切の責任を負わない。

（その他）

第９条　本ガイドラインに定めるものの他、イラスト等の取扱いについて必要な事項は、市が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　このガイドラインは、令和７年７月1日から施行する。